

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌加内町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

### 特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

幌加内町長

## 公表日

令和4年2月10日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。</li> <li>・銀行等から口座振替、納付書での納付による徵収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徵収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</li> </ul> <p>なお、これらの事務に関しては、番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、収納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和2年8月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和2年8月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
	<p>[ 基礎項目評価書 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<p>[ ]委託しない &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月21日	IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更	平成27年6月23日 時点	平成28年6月17日 時点	事後	
平成28年6月21日	IIしきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更	平成27年6月23日 時点	平成28年6月17日 時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更	平成28年6月17日 時点	平成29年7月10日 時点	事前	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更	平成28年6月17日 時点	平成29年7月10日 時点	事前	
令和1年6月6日	新様式変更に伴う追記	平成29年7月10日 時点	令和1年6月4日 時点	事前	
令和2年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に則り、被保険者に対する保険給付事業及び地方税法に基づく国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課・徴収 ④特定健診	本事務は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。  なお、これらの事務に関しては、番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日			「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日			<オンライン資格確認等システム移動に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、収納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	資格ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、統合宛名ファイル	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16、30の項並びに地方税法及び国民健康保険法	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 地方税法 「第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、43、58、62、80、87、93、106の項)及び「特別徴収額の通知事項に関する情報」(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」 が含まれる項(27の項)及び「国民健康保険法による保険給付事務」が含まれる項(42、43の項)	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉課、総務課、住民課	住民課	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長、総務課長、住民課長	住民課長	事前	事務の内容にオンライン資格確認に関する事務の記載を追加等による修正
令和2年9月1日	II しきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更	平成29年7月10日 時点	令和2年8月26日 時点	事前	
令和2年9月1日	II しきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更	平成29年7月10日 時点	令和2年8月26日 時点	事前	
令和3年12月6日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先の変更	総務課庶務係	総務課	事後	
令和3年12月6日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先の変更	総務課情報管理係	総務課	事後	
令和4年2月10日	公表日の訂正	令和2年12月6日	令和4年2月10日	事後	